

令和8年度「さわらの秋」広報企画等業務委託

提案競技実施要項

令和8年2月6日
さわらの秋企画運営委員会事務局
(早良区役所総務部企画課内)

目 次

1	業務委託契約の概要	3
2	提案競技参加資格等	3
3	提案競技スケジュール(予定)	4
4	提案に関する問い合わせ(質問書)	4
5	提案競技参加申込書の提出	4
6	企画提案書等の提出	6
7	提出・問い合わせ先	6
8	提案競技・審査	6
9	採点方法および契約相手方の決定方法	7
10	その他の留意事項	8
11	添付資料	8

1 業務委託契約の概要

(1) 件名

令和8年度「さわらの秋」広報企画等業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の日から令和8年1月 15 日(金)まで

(3) 業務の目的

9月から11月の「秋」の季節に、早良区内のイベントや自然、見どころ、歴史、特産品などの魅力を発信するとともに、周遊企画や主催イベントを実施することでその魅力を体感してもらうキャンペーンとして「さわらの秋」を実施する。

これにより、来訪者が増え区民が地域に愛着や誇りを持ち、区内の回遊性が高まり区内事業者の集客や売り上げ増につなげ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(4) 提案限度額

5,262,000 円(消費税および地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

※令和8年度予算の成立を条件とする。

※契約締結後に、合理的な理由が生じた際には、受託事業者と協議の上、契約変更(金額変更)等の措置をとる場合がある。

(5) 業務委託の内容

資料2「仕様書(案)」のとおり

2 提案競技参加資格等

次の各号に掲げる事項を全て満たす者でなければ、この提案競技に参加することはできない。

複数の事業者が共同事業体(以下、「JV」という。)として参加する場合は、JV のすべての構成員が次の各号に掲げる事項を全て満たす必要がある。なお、JV として参加する場合は、構成員のすべてがその他の JV の構成員および提案者になることはできない。

(1)地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

(3)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4)市町村税を滞納していない者であること(福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと)。

(5)消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

(6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が

著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ 最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 提案競技スケジュール(予定)

(1)募集開始	令和8年2月6日(金)
(2)提案競技参加申込書提出期限	令和8年3月2日(月)17時
(3)質問書提出期限(最終)	令和8年3月6日(金)17時
(4)質問書への回答(最終)	令和8年3月10日(火)17時まで
(5)企画提案書等提出期限	令和8年3月16日(月)17時
(6)提案競技(プレゼンテーション)	令和8年3月27日(金)を予定
(7)結果通知	令和8年3月31日(火)を予定
(8)契約締結	令和8年4月下旬を予定

4 提案に関する問い合わせ(質問書)

(1) 提出期限

質問書は隨時提出可能であるが、最終受付は令和8年3月6日(金)17時とする。

(2) 提出先

「7 提出・問い合わせ先」記載のとおり。

(3) 提出方法

様式1「質問書」を使用し、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨を「7 提出・問い合わせ先」に記載の電話番号に連絡すること。

(4) 質問書への回答

提出された質問書に対しては、ホームページにて隨時回答を行う。なお、(1)の期限内に提出された最終の質問書への回答は、令和8年3月10日(火)17時までに行う。

※ 質問への回答を掲載するホームページアドレス

http://www.city.fukuoka.lg.jp/sawaraku/sawaraku-tamatebako/event/autumn/sawaranoakijigyoushamukejouhou/sawaranoakiteiankyougi_shitsumonkaitou2026.html

5 提案競技参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月2日(月)17時 ※必着

(2) 提出先

「7 提出・問い合わせ先」記載のとおり。

(3) 提出方法

(4)に記載の書類について、原本を郵送(必着)または持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれる者にあっては、②～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書(様式2)

※ JVで申込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体協定書」および「共同事業体構成団体一覧表」を、参考様式1および参考様式2を参考に作成し、添付すること。この場合は、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書(法人の場合)

※ 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書および登記されていないことの証明書(個人の場合)

※ 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

※ 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

※ 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

※ 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税および地方消費税納税証明書

※ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※ 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式3)

※ この提案競技の案件にかかる福岡市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合に提出すること。

⑦ 誓約書(様式4)

※ 代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式5)

※ 代表者および役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

※ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう(監査役、幹事、事務局長は含まない。)。

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

※ 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

※ 個人の場合は、様式6「財務諸表」をもとに作成のうえ提出すること。

⑩ 過去の類似事業の実績

※ 当該事業と同種または類似事業の実績があれば、様式7「同種または類似業務の実績表」を提出すること(類似事業は、委託内容の一部に関するものでも可)。

(5) 参加辞退

提案競技参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、本件の担当者あてに電子メールにて様式8「提案競技参加辞退届」を提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

また、企画提案書等の提出期限を過ぎても企画提案書等の提出がなされなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年3月16日(月)17時 ※必着

(2) 提出先

「7 提出・問い合わせ先」記載のとおり。

(3) 提出方法

企画提案書等の原本を郵送(必着)または持参にて提出すること。郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

(4) 提出書類

資料3「企画提案書等作成要領」を参照のうえ作成すること。

(5) 提出部数

正本1部、副本9部

※ 最優秀提案者となった者は、令和8年3月31日(月)までに副本のデータ(PDF)を追加で提出すること。

(6) 提出書類の取り扱い

- ① 提出後の内容の変更はできない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- ④ 最優秀提案者の企画提案書等については、さわらの秋企画運営委員会にて、令和8年度の事業企画案として委員からの意見聴取のために使用する。
- ⑤ 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- ⑥ 企画提案書等に関する著作権は、これを提出した提案競技参加者に帰属する。ただし、契約者の企画提案書等については、さわらの秋企画運営委員会事務局が使用する場合著作権を行使できない。
- ⑦ 選定された提案は、さわらの秋企画運営委員会事務局との協議により、内容の変更を求めることがある。

7 提出・問い合わせ先

〒814-8501 福岡市早良区百道2丁目1-1

さわらの秋企画運営委員会事務局(早良区役所総務部企画課内)

TEL:092-833-4412(直通)

メールアドレス:kikaku.SWO@city.fukuoka.lg.jp

8 提案競技・審査

下記のとおりプレゼンテーションおよび質疑を行う。プレゼンテーションは、受注した場合に当該

事業を主に担当する者が行うこととする。場所や集合時間等の詳細は、提案競技参加者（JVにあっては代表事業者）に対して別途通知する。

（1）実施日

令和8年3月27日（金）午後を予定

（2）プレゼンテーションの時間等

25分（説明15分、質疑10分）を予定

参加人数は2名以内とする

（3）選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、資料4「評価基準・配点表」に基づき、企画提案書等の内容を審査し、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

なお、この評価が最低基準（6割）に満たない場合には、最高得点者であっても最優秀提案者とならない。

※参加者が1事業者の場合でも、同様に選考を行う。

（4）結果通知

令和8年3月31日（月）までに電子メール等で担当者に連絡する。また、あわせてホームページにおいても公表する。

審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

また、審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

※ 結果を掲載するホームページアドレス（現在未公開。結果通知の際にあわせて公開。）

http://www.city.fukuoka.lg.jp/sawaraku/sawaraku-tamatebako/event/autumn/sawaranoakijigyoushamukejouhou/sawaranoaki-teiankyougi_kekka2026.html

9 採点方法および契約相手方の決定方法

（1）配点および採点方法

選考における各項目の評価の視点および配点は、資料4「評価基準・配点表」のとおり。

最優秀提案者を選考するために設置する選定委員会において、提案内容を審査・評価し、最も得点の高い提案者を最優秀提案者として決定する。

最高得点者が複数のときは、「Ⅱ広報に係る項目」における評価項目の合計得点が高い者を最優秀提案者に、なお同点の場合は、「Ⅲイベント等企画に係る項目」における評価項目の得点が高い者を最優秀提案者に、なお同点の場合は、「Ⅳその他の項目」における評価項目の得点が高い者を最優秀提案者とする。

（2）最低基準について

提案点の合計点が6割（60点）に達しないときは、最優秀提案者としない。

（3）失格要件

提案限度額を超える提案は失格とする。

（4）契約相手方候補の決定方法および契約手続き

事務局では、最優秀提案者を契約相手方候補とし、さわらの秋企画運営委員会（令和8年4月中旬開催予定）での意見等を踏まえ、提案された企画内容等についての変更も含めた協議を行い、その後速やかに業務委託契約を締結する。ただし、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者を契約交渉の相手方とし、協議するものとする。

なお、本件の契約の締結については、本件に係る予算の成立を条件とする。

（5）契約保証金

本件の受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約の締結前に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。

10 その他の留意事項

- (1)企画提案書等作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2)選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (3)本書を他の目的のために使用することは禁止する。

11 添付資料

資料

資料1「提案競技実施要項」※本紙

資料2「仕様書(案)」

資料3「企画提案書等作成要領」

資料4「評価基準・配点表」

様式

様式1「質問書」

様式2「提案競技参加申込書」

様式3「委任状」

様式4「誓約書」

様式5「役員名簿」

様式6「財務諸表」

様式7「同種または類似業務の実績表」

様式8「提案競技参加辞退届」

様式9「実施体制表」

様式10-1「見積書」※正本

様式10-2「見積書」※副本

参考様式1「共同事業体協定書(ひな形)」

参考様式2「共同事業体校正団体一覧(ひな形)」